

「設計の古さ」への対応に関する安全性向上評価 の活用についての議論の進め方

令和5年7月19日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和5年度第15回原子力規制委員会（令和5年6月14日）において指示のあった、「設計の古さ」への対応に関する安全性向上評価の活用についての議論の進め方の了承について諮るものである。

2. 経緯

安全性向上評価制度については、令和4年度第53回原子力規制委員会（令和4年11月22日）において原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会（以下「炉安審・燃安審」という。）の調査審議事項として当該制度のあり方や運用の見直しについて助言を行うことが決定されており（参考1）、本年4月26日に開催された第13回原子炉安全基本部会・第7回核燃料安全基本部会において当該制度の見直しに関する議論を開始したところである。（参考2）

また、令和5年度第9回原子力規制委員会（令和5年5月10日）において、「設計の古さ」への対応の考え方が了承され、他プラントや新技術との設計比較により得られる“差分”については、炉安審・燃安審における安全性向上評価の見直しの議論と整合的に進めていくこととなった。（参考3）

その後、令和5年度第15回原子力規制委員会において、高経年化した発電用原子炉の安全規制の検討と炉安審・燃安審での安全性向上評価の制度のあり方や運用の見直しの検討をどのような関係で進めていくかなどについて整理・検討し、報告するよう原子力規制委員会から指示があったものである。

3. 今後の議論の進め方（委員会了承事項）

炉安審・燃安審において、令和5年度第9回原子力規制委員会では了承された「設計の古さ」への対応の考え方を説明した上で、そのうち“差分”への対応について、既に炉安審・燃安審の調査審議事項となっている安全性向上評価の制度のあり方や運用の見直しの中で検討する。

炉安審・燃安審の助言を踏まえ（概ね1年程度で議論をとりまとめ）、原子力規制委員会において、安全性向上評価制度に係る規則及びガイドの改正案を定めることとする。

なお、その過程において必要に応じ、炉安審・燃安審の会長と原子力規制委員会との意見交換の場を設けることとする。

4. 今後の検討スケジュール（予定）

令和5年8月下旬：原子炉安全基本部会・核燃料安全基本部会を開催

- ・安全性向上評価に関する議論（2回目）
- ・「設計の古さ」への対応の考え方について説明、議論

その後も、原子炉安全基本部会・核燃料安全基本部会を2回程度開催
（この過程において必要に応じ、炉安審・燃安審の会長と原子力規制委員会との意見交換を開催）

令和6年6月頃：原子炉安全基本部会・核燃料安全基本部会を開催

- ・安全性向上評価に関する助言の取りまとめ

（添付資料）

- 参考1 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における調査審議事項（令和4年度第53回原子力規制委員会 資料1別添）
- 参考2 安全性向上評価届出制度-基本部会での今後の議論の参考-（第13回原子炉安全基本部会・第7回核燃料安全基本部会 資料3）（抜粋）
- 参考3 「設計の古さ」への対応の考え方について（令和5年度第9回原子力規制委員会 資料3別紙2）
- 参考4 原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会 名簿